

沖縄県バス通学費等支援事業実施要綱の改正について

1 事業概要

バス通学費等の支援を行うことにより、家庭の経済環境にかかわらず、安心して学業に励むことができる環境の整備を目的とする。

2 改正の理由

現行の要綱では、前年度に沖縄県奨学のための給付金の支給決定を受けた者を対象にしていたが、ケースによっては3年前の年収が反映された課税証明書が非課税であったことで認定が可能なことがあり、申請時点の年収と実際の年収に乖離が生じてしまうことがあった。

そのため、基本的には当該年度の課税証明書で非課税の確認を行うように改める。

ただし、申請の日が4月～6月となる場合は、当該年度の課税証明書が発行されていないため、前年度の課税証明書にて非課税を確認する。

また、今後、奨学のための給付金が、非課税世帯以外にも支給されるよう対象範囲が拡大する可能性もあることから、バス通学費等支援事業要綱では、対象を非課税世帯のみに限定する。

3 主な改正内容

対象者について、沖縄県奨学のための給付金の支給決定を受けている者から、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に変更する。

また、家計急変による経済的理由から、所得割非課税世帯に相当すると認められる者を対象者として明記する。

(変更箇所：第4条、第5条、第8条)

4 改正箇所・内容

別紙「新旧対照表」による。

5 改正時期

令和7年4月1日の施行とし、令和7年度予算からの適用とする。